

亀山エールチケットQ&A【事業者用】

令和3年11月15日版

I 対象者について

Q1 支援金の対象事業者は、どのような事業者ですか？

A1 対象は、市内に店舗を有し、「亀山エールチケット」を活用して販売促進に取り組む事業者となります。

【所在地要件対象者判定表】

区分	住所地	事務所(店舗)	判定
法人	市内	市外	対象外
	市外	市内	対象
個人事業者	市内	市外	対象外
	市外	市内	対象

※申請時において、市内で販売促進を行う店舗等の所在地が確認できる書類の写しを提出していただきます。

【法人】直近の法人市民税確定申告書第20号様式

【個人事業者】直近の確定申告書または市民税・県民税申告書に添付する収支内訳書

※その他登記事項証明書・営業許可証の写し等も可

※取扱店舗については、誰もが亀山エールチケットを利用できるよう、ホームページやチラシ等で店舗名、所在地、電話番号を一覧にて公表します。

Q2 対象とならない事業者は？

A2 対象とならない事業者は、次のとおりです。

- ①スーパーマーケット
- ②ドラッグストア
- ③量販店（電化製品・酒）
- ④ホームセンター
- ⑤病院
- ⑥調剤薬局
- ⑦亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらが直接的若しくは間接的にも関与する者
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う事業者
- ⑨政治団体

⑩宗教上の組織若しくは団体（個人を含む）

Q 3 コンビニエンスストアを営んでいます、対象ですか？

A 3 対象となります。

Ⅱ 申請について

Q 4 申請書類等はどこで入手できますか？

A 4 市または商工会議所ホームページからダウンロードしていただくか、以下の窓口で配布しています。

- ①市役所本庁舎 2階 商工業・地域交通グループ
- ②総合保健福祉センター「あいあい」福祉総務グループ
- ③関支所 地域サービスグループ
- ④亀山商工会議所

Q 5 市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請できますか？

A 5 申請できません。事業者単位での申請となります。

Q 6 申請の窓口はどこですか？

A 6 窓口での受付は行っていません。申請は全て郵送での受付となりますので、**ご注意ください**。郵送にあたっては、簡易書留郵便等の配達確認ができる方法をお勧めします。

Q 7 申請書類等に不備があった場合はどうなりますか？

A 7 申請書類等に不備がある場合、基本的に郵送で返却します。再度、郵送にて申請いただくことになり時間がかかりますので、申請書の記載例や添付書類を十分確認した上で、申請してください。

また、内容によってはお電話にて確認する場合があります。連絡が取れ確認ができるまでは申請書を受け付けることはできませんので、**申請書には必ず日中に連絡が取れる連絡先をご記入ください。**

Q 8 300店舗を超えた場合は抽選になるのですか？

A 8 300店舗に達した日に届いた申請書の中から、市で抽選を行います。

Ⅲ エールチケットの販売・使用について

Q9 1人あたりの購入冊数に制限はありますか？

A9 特に制限は設けていません。各店舗で自由に設定していただいても構いません。

Q10 全ての商品をエールチケットの対象にしなければいけませんか？

A10 全ての商品を対象とする必要はありません。特売品など対象外とする商品がある場合は、お客様にわかるように明示してください。

Ⅳ その他

Q11 エールチケットはいつ届きますか？

A11 申請書をご提出いただいたタイミングにもよりますが、令和3年12月15日の販売・使用開始までにお手元に届くように手配します。

※申請日によっては、12月15日までにお届けできない可能性もありますので、予めご了承ください。

Q12 助成金はいつ入金されますか？

A12 申請書をご提出いただいたタイミングにもよりますが、受付審査終了後、2週間から1か月程度で指定の口座に振り込みます。

Q13 チケットが売れ残ったら、支援金を返金するのですか？

A13 チケットが売れ残っても精算（返金）の必要はありません。使用期間終了後は、独自の販売促進など事業全般に広くお使いください。

※令和4年4月15日（金）までに必ず市の指定する様式にて実績報告書を提出してください。